

に過ぎざるを以て所長は懇慮の結果三月七日午後六時従業員代表六名を招致して臨時手當として一割五分を支給したる旨交渉したる處従業員代表は吾々を欺瞞するものなりとて拒絶したるに因る

十一、要求事項

日給一割五分増額の實施

十二、經過

七日所長と會見したる代表は此の旨一同に報告し同日午後七時より男職工全員九四名は附近の神社に立籠り對策を協議し日給一割五分増額の實施を要求し翌八日朝女工の出勤を待ちて全員を合流せしめ會社側の措置を静觀したのである。會社側において中根所長が本社に對し獨斷解決の責任を探り辭職を打電したる處本社より辭職に及ばず急速に解決せ

よと回答ありたる爲八日午後二時爭議團に會見を申込み代表四名と折衝したる結果爭議團も所長の誠意ある態度に傾願し左記條件を以て解決したのである。

十三、解決條件

- 1、臨時手當一割五分とす、但し五分は工場長の獨斷にて本社に内密に支給
- 2、四大節は酒肴料を支給す
- 3、尚休業中の日給は支給せず規程の公休日たる第三日曜を繰上げ三月八日を定例公休とす